



Kazuya Nomura <webpbi@gmail.com>

クレヨン村134-31の除雪費について

Kazuya Nomura <webpbi@gmail.com>

2022年12月14日 15:20

To: [REDACTED]

[REDACTED] 殿

私は、[REDACTED] 殿の「保険会社からいっさい受領していません。」という言葉
を信用することはできません。その理由は、[REDACTED] 殿が樺山 [REDACTED] の所
有権について、まるで他人が所有しているかのようなあからさまな嘘をつい
たからです、

もし、貴方が保険金を受け取っているにもかかわらず「受け取っていない」
と嘘をついた場合、不当利得（民法703-708条）に抵触するおそれがありま
す。

また、貴方が保険金を受け取っているにもかかわらず、任意の損害賠償金を
受け取った場合、本来保険会社が求償すべきものを不当に受け取ったことと
なります。その場合、保険金不正請求通報制度を通じて、貴方が保険金を受
け取ったかどうかは明らかとなります。

そこで確認をします。貴方の「保険会社からいっさい受領していません。」と
いう言葉は、

貴方がご自分の所有する樺山 [REDACTED] に付保した火災保険から、いっさいの保
険金を受けとっていない、と理解してよろしいですか？

大事な質問なので、必ずお答えください。

野村一也

2022年12月14日(水) 14:20 <nisekocrayon@gmail.com>:

[元のメッセージ非表示]